

枚方市飲食店等感染症対策備品購入補助金交付事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）（以下「交付規則」という。）及び枚方市飲食店等感染症対策備品購入補助金交付事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、枚方市飲食店等感染症対策備品購入補助金（以下「補助金」という。）の交付手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の申込み、交付の請求及び実績の報告)

第2 補助金の交付を受けようとするものは、所定の申込兼請求書及び完了報告書（以下、「申込書」という）により市長に申込み、補助金の交付の請求及び補助対象行為の完了の報告（以下、「申込み」という。）を行わなければならない。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 次のいずれかの書類の写し

イ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による飲食店営業許可証（食品衛生法施行令第35条第1号の飲食店営業に係る許可に限る。食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令123号）附則第2条の規定による飲食店営業許可証を含む。）。

ロ 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項又は第9条第1項の規定による免許（酒類の販売の代理業及び媒介業に係る免許を除く。）通知書等。

(2) 要綱第3条2号に規定する対象施設の実態が確認できる写真

(3) 要綱第3条3号に規定する感染防止宣言ステッカーまたは新型コロナ対策安心宣言ステッカーを掲示していることを証する写真

(4) 要綱第3条2項に規定する対象施設に要綱第4条に規定する対象備品を新型コロナウイルスの感染対策を行う目的で設置していることを証する写真

(5) 要綱第5条に規定する対象備品の購入代金、対象備品に係る送料及び購入時に使用した金券、商品券その他これらに類するものと市長が認めたものの額を証する書類

(6) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の申込書の申込期日は、令和3年12月28日までとする。ただし、当該期日を過ぎて市に到着したものであっても、当該期日の通信日付印が押印されているもの及びそれと同等と認められるものは有効とする。

4 補助金の申込み及び請求については、一店舗につき一回限りとする。

(交付の決定及び確定)

第3 市長は、第2の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び補助金の金額の確定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

(交付の条件)

第4 市長は、交付決定をする場合においては、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(決定及び確定の通知)

第5 市長は、交付決定もしくは交付不決定をしたときは、速やかに、その内容及びこれに付した条件を当該申込者に通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第6 申込者は、第5の規定による通知（以下「決定通知」という。）を受け取った場合において、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申込みの取下げをすることができる。

2 申込みの取下げは、決定通知を受け取った日から起算して3か月以内に行わなければならない。

(補助金の交付)

第7 市長は、要領第3に基づき交付決定を行ったときは、要領第2に基づく補助金の交付の請求に基づき、口座振替その他市長が適当と認める方法により補助金の支払を行うものとする。

(様式)

第8 この要領で使用する申込書等の様式は、別に定める。

(施行期日)

第9 この要領は、令和3年(2021年)7月5日から施行する。